平成２２年（フ）第１０６号
岐阜県各務原市蘇原野口町３丁目46番地６
債務者　山田　隆伸
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
岐阜市祈年町６丁目11番地
債務者　志村　　修
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
岐阜県羽島郡笠松町門間565番地
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
岐阜市茜部大野２丁目172番地７
債務者　岸本美妃こと田中美妃こと　金　　美妃
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
岐阜市鏡島西２丁目13番13号　大橋一夫方
債務者　中村　正光
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町１丁目55番地
債務者　浅井たつ江
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
岐阜市南鶉３丁目37番地２　パートリッジ・エル203号室
債務者　川瀬美咲紀
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３４号
岐阜県羽島郡笠松町米野781―37　ニューサンシャイン102、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町米野705番地の１
債務者　川口工業こと　川口講一郎
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
岐阜市早田本町４丁目35番地
債務者　小林ひろ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
岐阜県各務原市蘇原三柿野町298番地173
債務者　山本　鉱二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
岐阜県下呂市萩原町尾崎６番地
債務者　熊崎佐智子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
名古屋市西区大金町１丁目33番地　ハイツフェリカ102号
債務者　岡田　文浩
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１７号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘26棟305号
債務者　藤田　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６５号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地５号棟403号室
債務者　金須　正明
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
三重県伊賀市上野桑町1863番地、前住所奈良県大和高田市大字奥田155番地
債務者　石本　正則（旧姓西崎）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２８号
三重県伊賀市桐ケ丘８丁目59番地
債務者　東海　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５３８号
大津市松原町18番16号　レークハイツ瀬田201
債務者　宗政さとる　アルバヴァロこと　MUNEMASA　ALVARO　SATORU
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部